

(2)法人税等

企業の利益に応じて課税される税金には、法人税、住民税及び事業税があり、これらを「法人税等」と呼ぶ。

・10月になり、法人税の中間納付として20,000円を現金で支払った。

・決算において、法人税等が45,000円と計算された。中間納付額は20,000円である。

・法人税等の未払い分25,000円を現金で支払った。

(151回1問)過年度に納付した法人税に関して、税務当局から追徴の指摘を受け、追加で¥360,000を支払うようにとの通知が届いたため、負債の計上を行った。

【解答】

(2)法人税等

・10月になり、法人税の中間納付として20,000円を現金で支払った。

仮払法人税等 20,000／現金 20,000

・決算において、法人税等が45,000円と計算された。中間納付額は20,000円である。

法人税等 45,000／仮払法人税等 20,000

未払法人税等 25,000

・法人税等の未払い分25,000円を現金で支払った。

未払法人税等 25,000／現金 25,000

(151回1問)過年度に納付した法人税に関して、税務当局から追徴の指摘を受け、追加で¥360,000を支払うようにとの通知が届いたため、負債の計上を行った。

追徴法人税等 360,000／未払法人税等 360,000